

鹿沼市農業委員会委員及び推進委員の定数を定める
条例の一部改正について

次のように改める。

令和4年11月22日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市農業委員会委員及び推進委員の定数を定める条例の一部を改正する
条例

鹿沼市農業委員会委員及び推進委員の定数を定める条例（平成28年鹿沼市条例
第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「18人」を「19人」に改める。

第3条中「30人」を「19人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月20日から施行する。